

令和6年第21回教育委員会定例会
(11月5日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年11月5日（火）午後2時00分から午後3時35分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
委 員	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	村松 克尚
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

（1）庶務課

ア 田原小学校及び田原幼稚園大規模改修について

（2）児童保育課

イ 東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者候補者の選定結果について

（3）放課後対策担当

ウ 令和7年度の放課後子供教室について

エ 東京都台東区立児童館の指定管理者候補者の選定結果について

（4）指導課

オ 中学校部活動の地域連携・地域移行の取組み状況について

(5) スポーツ振興課

カ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場の整備方針について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和6年12月の行事予定について

(2) 学務課

イ 区立幼稚園預かり保育運営事業者の選定結果について

(3) 中央図書館

ウ 台東区子供読書活動推進計画中間のまとめについて

3 その他

午後2時00分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、浦井委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第5条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは12月の行事予定についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

まず12月は、1日、日曜日、9時からジュニア駅伝大会がリバーサイドスポーツセンターで行われます。

4日、水曜日には、スポーツ協会の年末懇親会が精養軒で18時30分から。

9日、月曜日は、出前教育委員会が12時40分から東泉小学校でございます。その後、教育委員会定例会が3時からとなります。さらに11日、火曜日に教育委員会定例会が14時からの予定となります。

簡単ですが行事予定につきましては以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 それでは、その他は特にないですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより怪異は非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き、神田委員をお願いいたします。

それでは日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは田原小学校及び田原幼稚園大規模改修についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

はじめに 1、概要でございます。田原小学校・田原幼稚園大規模改修につきましては、校庭に仮設校舎を建設して工事を行う予定でございましたが、建設需要の復調、建築資材や人材の不足等により、仮設校舎の借上契約の入札をこれまで3度行うものも行うものの、全て不調となりました。

このような状況が今後も続く可能性が高いことから、この度、大規模改修工事の実施方法を見直し、仮設校舎は使用せず、学校の夏季休業期間を中心に改修を進めていくこととするものでございます。

続きまして、2の変更内容でございます。当初は本年6月から仮設校舎の建設等を進め、令和7年8月に仮設校舎へ移転、本校舎を二つの工区に分けて、令和9年3月までに大規模改修工事を完了し、令和9年度に仮設校舎を解体、環境整備工事を実施する予定でございました。

この計画を変更し、令和7年度に改めて設計を行うとともに、老朽化が進んでいる空調設備の一部更新と体育館・校庭照明のLED工事を行います。その後、令和8年度から内装や外壁等の建築工事、照明設備等の電気工事、空調設備やトイレ等の設備工事の設計に基づき順次実施し、令和12年度の完了を目指してまいります。

最後に、3の今後の予定でございます。今月15日の政策会議に諮った後、第4回区議会定例会、区民文教委員会に報告する予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご報告の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 2点お尋ねしたいと思います。

まず1点目は、仮設を造って移転して、その間本体、躯体を大規模改修するというのに比べて、この新しい案だと、どこか十分にできないところとかもあるのでしょうか。また、それに伴って予算も変わるのではと思われますけれども、どのくらいの規模の予算想定されているのか。これはちょっと参考までにお尋ねしたいと思います。

物価の高騰とか、人材不足というのは、早急に解消できると思わないので、多分今回改修したら相当長い期間、このまま使うのではと思われるところもあり、確認したいと思います。

○庶務課長 まず、一点目の当初予定しているところから、このやり方を変えることによってできなくなってしまうことについてでございます。

こちらにつきましては、実際に建物の中、例えば職員数のレイアウトを少し拡張したりしながら変更するといったものとか、電気設備等の設置場所等の元々の予定がございましたが、やり方を変えることによって、この辺りは、やっぱり改めて検討し直さなきゃいけないということになります。そのために、来年度、改めて設計も一部やり直しをさせていただくことになっています。

ただ、その中で、これは学校ともお話をさせていただいているところですが、やはり要望と必要性があって、そういった設計をこれまでやってきたところがございまして、極力やれることはやりたいと思っております。

詳細につきましては、やり方を変えることによって、夏休みを中心にはやりますけれども、その他の期間も使いながら、子供たちがいる状態での工事というのも一部必要になってくるかと思っておりますので、その中で、どうやるとどこまでできるか、また、期間も少し長くなっていますので、あんまり長期間にわたって学校に負担をかけ続けるというところもいけないと思っておりますので、その辺りを勘案しながら来年度の設計の中で、なるべく多く取り込んでいきたいと、今のところは考えております。

また、工事予算ですけれども、こちらは当初のほうがそっくり仮設校舎を建てて、子供たちに移動してもらいながらやる形で考えておりました。計画工事費としては、現状の予定ですと33億ぐらいかかる予定でございました。

ただし、今後新しいやり方でやっていきますと、小規模なものを積み上げていく形でやっていくことになりますので、もう少し安くなってきます。多分、これも設計次第なんですけれども、3分の1ぐらいの金額で収まるのではないかとこのところを考えてはいます。ただ委員のご指摘があったように、今後の物価高騰とかがどんな状況で続くかによっても変わるかなと思っておりますので、こちらもちょうと設計次第になってくるかなというところは、余地が残っているものでございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

○神田委員 私も今のお話で、心配だと思うのは、子供たちへの影響が、長期にわたりますし、夏休み期間などを中心として、なるべく子供たちの授業に影響がないようにというご配慮をいただきたいと思います。登校している間にも少し工事を進めていくというようなこともあるということで、その辺がとても心配だなと思いますので、ぜひご配慮いただけたらと思います。

今後の計画で、このような影響が出そうな感じはあるのでしょうか。

○庶務課長 まず一点目のほうの子供たちへの影響というところに関しましては、工事期間が、やはり全体がかなり長くなってしまうというところの部分の負担というのを勘案すると、夏休み以外の期間にもできるところはやらせていただくというふうに考えておりますけれども、やはりご指摘のように、騒音ですとか振動、授業がちゃんとできないとか、そういったようなこと。あと動線の確保ですね、安全確保のためにその辺りはどういうふうにできるかといったところを考えて、極力負担をかけないような形で、一定の条件がそろったところだけやるような形でやっていきたいというふうには考えています。

2 点目の他校への影響ですけれども、こちらは、田原小もそうですけれども、施設課のほうで、公共施設全体の施設保全計画というのを持っております。その中で老朽化の度合いですとか、状況を見ながら順番に大規模改修などを入れていくという計画を立てておるところです。来年度の予算などでも次の学校に対する設計などの予算も要求をさせていただいているところですので、学校間ではあんまり影響はお互いにはないかと思うんですけれども、それぞれのところで、複数校に負担をかけてしまうというところがございしますので、その辺りは注意しながらやっていきたいというふうには考えております。

○神田委員 ありがとうございます。何度も設計し直すというのは大変だと思いますけれども、子供たちのために十分にご配慮いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○川崎委員 関連した質問になるのですが、多分同じ要望のものを、工期を長くしたら3分の1でできるわけではないと、実は思っていて。多分かなり我慢するのだろうなという感想と、令和7年から工事をやると、これ、6年間工事が続くという状況になると思います。ですので、多分工事費が、今後下がっていくという可能性は少ないので、できれば予算確保を頑張っていただいて、やはり仮設校舎を造って、短期に改修といえども理想型を追求したほうがいいかなという感想を持ちましたので、そこをよろしく願いしたいと思います。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

（２）児童保育課 イ

○佐藤教育長 次に児童保育課のイについて、児童保育課長の説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項、児童保育課のイ、東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者候補者の選定結果についてご説明いたします。資料２をご覧ください。

はじめに、項番 1、対象施設です。名称は東京都台東区立東上野乳児保育園。施設の内容は記載のとおりでございます。

項番 2、指定管理者候補者の名称は、社会福祉法人康保会で、所在地等は記載のとおりでございます。

項番 3、指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から 10 年間でございます。

項番 4、選定経過の概要です。（１）選定経過でございますが、7 月 30 日に募集の要項の説明、現地説明会を行い、8 月 30 日に締切、9 月から 10 月にかけて 3 回選定委員会を開催いたしました。

（２）応募状況については、2 団体からの応募がございました。2 ページをご覧ください。項番 5、選定手続きでございます。（１）選定方法につきましては、台東区指定管理者制度運用指針 3、（１）に基づき、公募により選定いたしました。

（２）審査手順につきましては、外部有識者と区職員で構成する指定管理者選定委員会において、書類審査、面接審査等を行い、指定管理者候補者を決定いたしました。

項番 6、選定委員会の構成員は、資料記載の 4 名でございます。

次に項番 7 の選考基準は、資料 2 ページから 4 ページにございますが、団体の実績・安定性など、七つの基本項目と、それぞれの細目により公債構成されており、これを基準に審査を行いました。

4 ページをご覧ください。項番 8、審査結果でございます。（１）得点です。審査は事業者から提出いただきました事業計画書における書類審査と面接審査により行いました。総合計の 7 割以上が合格基準でございますが、審査の結果、表の下段に記載のとおり、指定管理者保護者における書類審査面接審査の総合計が 540 点満点のところ 458 点、得点率が 84.8%と 70%を超え、1 位ということで、社会福祉法人康保補会を指定管理者候補者としたものでございます。

5 ページをご覧ください。（２）指定管理者候補者の主な提案内容でございます。地域交流、保育の内容の充実、危機管理の強みを生かした保育所運営を展開し、子供の最善の幸福のため、保護者や地域社会と力を合わせ、地域の子育て力の向上に貢献するなど、資料に記載のとおり提案がございました。

（３）、選定委員会における主な意見につきましては、保育の理念が児童の最善の幸福となっており、それを支える全体のバランスがとれている。また、保育園だけでなく、公共施設としての役割を理解しており、地域との関わりや危機管理にも力を入れている。などのご意見がございました。

最後に項番 9、今後のスケジュールでございます。政策会議にお諮りした後、第 4 回定例会において指定管理者指定の議決をいただき、その後協定を締結し、令和 7 年 4 月から指定管理業務を開始いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは児童保育課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 ウエ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウ、及びエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項(3)のウ、令和 7 年度の放課後子供教室についてご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

本件は、令和 7 年 4 月からの放課後子供教室の新たな運営事業者の審査、及び選定結果と、実施時間の延長導入校の拡大についてお諮りするものでございます。

はじめに、項番 1、富士小学校放課後子供教室の運営事業者の審査結果についてでございます。(1)の審査対象ですが、既に実施済みの富士こどもクラブと一体的な運営を進めるため、現在こどもクラブを運営しております、株式会社セリオが、放課後子供教室の実施事業者として適切かどうかを審査いたしました。

(2)の審査日、それから(4)の審査委員につきましては資料記載のとおりで、(3)審査方法につきましては、提案書類に対する審査、及びプレゼンテーションとヒアリングを行い、事業者を審査いたしました。

(5)審査結果でございますが、得点率で 85%を獲得し、株式会社セリオを来年度富士小学校の放課後子供教室運営事業者としております。

次に項番 2、1 ページおめくりいただきまして、忍岡小学校放課後子供教室の運営事業者の選定結果についてです。令和 7 年度からは事業者変更となるものでございます。

(1)公募期間、(2)審査期間、それから(4)の選定委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

(3)の選定方法でございます。第一次審査は書類審査を行い、第二次審査におきましては、プレゼンテーションとヒアリングにより、優先交渉権者を選定いたしました。

(5)選定結果でございます。要望事業者は 1 社で優先交渉権者は得点率 80.4%を獲得

しました。株式会社プロケアを選定しております。現行事業者のNP0法人、放課後アフタースクールから業務を引き継いで運営いたします。

恐れ入りますが 3 ページをご覧ください。項番 3、実施時間の延長導入校の拡大でございます各小学校のこどもクラブ待機児童や周辺のこどもクラブの整備状況等を鑑み、また、今年度 4 月以降の忍岡小学校と谷中小学校における試行実施の時間延長の内容を踏まえまして、新たに（1）の実施校に記載したとおり、上野・平成・浅草、各小学校の 3 校におきまして、実施時間の延長を行ってまいります。

（2）選定理由でございますが、待機児童が一定数生じており、7 年度においてこどもクラブ新設等の対策を予定していないということを理由にしております。

開始時期につきましては（3）のとおり、令和 7 年 4 月から。実施内容につきましては、（4）のとおり、現行の放課後から 16 時 45 分までのところを、標準利用として 17 時まで、延長利用として 18 時までとしております。

項番 4、今後の予定です。11 月 7 日の政策会議に諮った後、第 4 回定例会の所管委員会に報告後、保護者等に周知し、来年 4 月より事業運営を開始してまいります。長くなりましたが、説明は以上です。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

続きまして、協議事項（3）のエ、東京都台東区立児童館の指定管理者候補者の選定結果についてご説明いたします。資料 4 をご覧ください。

区立児童館の指定管理者については、本年 5 月の教育委員会におきまして、公募によらず 8 館一括で指定管理者を選定することについてご決定いただいております。本日は選定結果についてご説明いたします。

まず項番 1 の対象施設は、資料の表のとおりでございますが、8 館でございます。

項番 2、及び 3 ですが、指定管理者候補者は社会福祉法人台東区社会福祉事業団。指定期間は来年 4 月からの 5 年間でございます。

項番 4 の選定経過は、資料にございますように、審査会におきまして、対象施設の視察、及び書類審査を行っております。

次のページをご覧ください。項番 5 の選定手続きでございます。冒頭に申し上げましたとおり、（1）の選定方法は、台東区指定管理者制度運用指針に基づき、対象施設を一括指定して、現行指定管理管理者を公募によらず選定することとしております。

次に（2）、公務によらない選定の理由でございますが、5 月の教育委員会に報告したとおり、児童館が児童を健全に育成するためには、保護者をはじめとする地域や関係機関と信頼関係を継続し、安定的かつ継続的に事業運営する必要があること、また、現行の指定管理者は、地域の子育て支援の担い手として、区の政策の補完機能を果たしていることから、運用指針における公募によらない選定の項目に合致するものと考えております。また、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、各館同一の指定管理者とすることといたしました。

次に、(3) 審査手順でございますが、項番 6 にお示しした構成員による選定審査会を開催いたしまして、現地の全児童館へ視察を踏まえ、提出された事業計画書等について審査を行いました。

次に、項番 7 の審査基準でございます。区が定める指定管理者選定の事務手続きに関するガイドラインに沿った審査項目により審査を実施し、恐れ入りますが、資料の 4 ページをご覧ください。審査結果でございます。4 ページの千束児童館から 7 ページの谷中児童館までの各館別の審査結果をお示ししております。いずれの児童館においても、合格基準の 70% 以上の得点を得ており、指定管理者候補者として妥当であるという結果が出ております。

次に 8 ページ、(2) の全館共通の主な提案内容は、資料のとおりでございますが、これに対する選定審査会の主な意見につきましては、(3) にお示ししております。各児童館では、子供が主体となる活動に取り組んでいる。保護者に対しても相談しやすい雰囲気づくりをするなど、児童館の役割を理解して事業に取り組んでいる。また地域との連携を大切にしている運営をしており、地域とよい関係を築いている。区の事業にも積極的に協力し、区と連携した運営ができているなどの意見がございました。

各館別の提案内容、及び審査会の意見につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。今後の予定ですが、この後、政策会議お諮りした後、第 4 回、所管の委員会に報告の上、7 年 4 月、指定管理者との協定締結に向けて、また業務開始に向けて動いてまいります。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずは他対策担当のウについて、何かご意見はございますでしょうか。

○神田委員 富士小の件ですが、こどもクラブの待機児童数がいるから放課後子供教室の延長を 5 時までにするということですよ。待機児童数はどのくらいいるのでしょうか。

もう 1 点は、富士小においては、こどもクラブと同じ業者が好ましいというのも分かります。忍岡小の場合には、応募業者が 1 件ということで、少ないですね。今やっているところから変更になるというような状況だと伺ったのですが。そして、点数もそんなに高くはないとなると、こういう業者さんの状況については、各学校で差があるのでしょうか。応募が、各学校によって実施内容の差があるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 まず、待機児童の状況でございます。富士小学校の待機児童数は 4 月時点で 6 名ということでございます。

忍岡小学校につきましては、放課後子供教室の現行の実施事業者は、放課後 NP0 アフタースクールで、会社の方針で、今回手を挙げなかったということで、前回ちょっとご報告したんですが、再公募という形に前回もなりまして、7 割を切った審査点で再公募になって、今回再公募になってございます。

恐れ入ります。小学校の間の差ということでございますか。

○神田委員 このように、応募1者であり、そんなに点数が高いわけでもないということは、応募してくる業者にも格差があるのかなと思いました。実施内容の格差があるのであれば、その辺の状況を教えてもらえたらと思いました。可能な範囲で結構でございます。

○放課後対策担当課長 放課後子供教室の実施内容でございますが、基本的には我々で基本的には同じ条件でやっていただいています。ただ、実施事業者が違いますので、そこは創意工夫で、プログラムの内容が若干変わるというところはございますが、そこについても、情報提供しながら、いいプログラムは別の学校でも取り組んでいただけるように実施する方向で、一応調整をさせていただいているところでございます。

○神田委員 安心しました。ありがとうございます。

その横の連携を取るということになると、この17時終了というのは、全部の子供教室で統一して行うということでしょうか。富士小学校はこどもクラブに行けない子たちを受け入れるから17時という理由じゃなかったですか。全部が同じように17時終了という形で実施するというふうに理解してよろしいですか。

○放課後対策担当課長 今回は延長導入校の拡大ということで、通常、ほかの延長を実施していない学校では、放課後から16時45分までの間の実施時間になっています、全校ですね。

17時が標準利用で18時まで延長しているところが、忍岡・谷中に加えて、今度4月からこの3校を実施したいということでございますので、終了時間については、通常は16時45分までということでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○川崎委員 ちょっと関連して、今のお話なんですけど、やっぱり応募者が少ないというのがちょっと問題、というか懸念があつて。これ、放課後NP0アフタースクールは、多分、今谷中小をやっているグループが忍岡小から撤退したと思うんですけども、非常にいい団体なんです、PTAともすごく連携をとってやってくれるところなんですけど、そこが撤退するのは、ちょっと不安要素というか、その事業の内容と、事業者が応募しづらい、何か、マッチング上の問題が、もし条件的にあるのであれば、そこを研究していかないと、この先応募者が増えていかないんじゃないかなという懸念があります。そこも少し会社の事情で撤退されたというご説明があつたんですけども、その辺りを少し研究されたほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○放課後対策担当課長 ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、放課後NP0アフタースクールの評判はすごくいい会社でして、私申し上げたとおり、会社の方針でというところは、そのとおりでございます。

応募が、今回、忍岡小学校について少なかったというところ、放課後子供教室の運営実施自体が、こどもクラブのように決まった方が来るとかということではなく、その日に全

児童が利用できるという、そういう事業でございますので、運営する側としても、人数が変動したり、あるいは実施する場所が変わったりと、ちょっと実施するのにやや経験を要するということも手を挙げづらいところかとは思いますが。

今回手を挙げていただいたプロケアというところですが、区内で事業実施の実績もある事業者でございますし、またこの後、放課後NP0アフタースクールとの間で引継ぎ等も、これは我々と引継ぎの委託契約を結んで、現場に入っていてやっていただくということで、その辺は、安心してお子さんたち、保護者の方が利用できるように、体制を整えてまいりたいと思っております。

○川崎委員 ありがとうございます。

○事務局次長 ちょっと補足させていただきます。

アフタースクールさんは非常に評判がよくて、やはり同業他社からすると、その評判のよいクラブを引き継ぐということについては、やはり若干のハードルがあるというお話は事業者さんのほうからは聞いたことがございます。やはりそういう評判のよい運営をして、事業者が変わると、当然利用者あるいは保護者の方からはその水準を、当然のことながら、求める結果にはなるだろうということもあって、事業者としては、ちょっと手を挙げづらいような状況はあるということでもございました。

現状は確かに人手がなかなか確保できないというところで、応募自体はそれなりにはあるんですけども、ちょっとそういう、この先ちょっとそういった人員確保に課題があるような業種でございますので、その辺は引き続き、事業者の状況については注視をして対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○垣内委員 いずれも1者なので、ちょっと気になるのは、配点ですね。

最初の富士小学校のほうは600点満点でそれぞれの項目の配点があって、いろんな事情もあるのかもしれないんですが、忍岡小学校の配点と割合が違っているんですね。それは何か焦点を当てて特に重点化して評価をしたい項目があったからなのではと思うんですけど、重点化したので1者の申請だったことには、特に関係はないということでもよろしかったんですかね。

例えば、収支計画とか、具体的な活動内容とか、職員さんとか、点数の割合がそこそこ違っているので、多分何か求める要求箇所が違うのかなというところがあります。それぞれの地域性とか個性もあるでしょうし、要望も違うと思われるので、ちょっとそのところ、もし何かあれば補足して情報共有いただければと思います。

○放課後対策担当課長 今委員のご質問のあった、まず、富士小学校の放課後子供教室の審査につきましては、先ほど申し上げましたけども、富士こどもクラブ運営事業者が放課後子供教室を一体的に運用するに当たって、適切な業者かどうかというところで、実際に他校でやっている放課後子供教室の保護者へのアンケート調査ですとか、それから学校の評価、こういったものが、当然一定の評価を得ていなければお任せすることができないと

というような視点に立ちまして、審査をさせていただいたものでございます。

一方で忍岡小学校の放課後子供教室につきましては、このクラブ運営事業者ということではなくて、広く応募をさせていただいているということでございますので、これは一般的に我々子供教室等、応募するときの審査の中で、もちろん区外、あるいは他の自治体の実施状況、あるいは台東区で何かを実施しているかですとか、そういったところは加味しながら、広く審査をするというのに当たって、基準を設けさせていただいているという考え方でございます。

得点がちょっと少なくなっているというところと言うと、委員さんの人数と、それからちょっと当日ご参加できなかった方がいたということのところでの点数の差にはなっております。

○垣内委員 得点ではなくて、比率です。

要するに、忍岡のほうは一般的な公募基準で、富士小のほうは事情を加味してカスタマイズしたと、こういう理解でよろしいですか。

○放課後対策担当課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 その他、よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ、エですね。エについて、何か質問はございますでしょうか。区立児童館の指定管理者候補者の選定結果についてです。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のウ、及びエについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 指導課 オ

○佐藤教育長 次に、指導課のオについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、中学校部活動の地域連携、地域移行の取組状況につきまして、ご報告申し上げます。恐れ入りますが、資料5をご覧ください。

項番 1、地域連携・地域移行の背景及び国等の目指す姿、方向性についてです。地域連携・地域移行の背景として、少子化の進行により、学校や地域によっては部活動の存続が厳しい状況にある。教師が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなるといったものがございます。こうした背景を踏まえ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の実現のため、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

そこで国は、国が目指す姿、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術に親しむことのできる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させ

ることを目指しております。

続いて項番 2、国や都の方向性についてです。国や都は、休日の部活動は、環境整備はできるところから段階的に地域移行していくことを想定し、平日の部活動等においては、休日の部活動の地域移行の進行状況等を検証し、改革を推進することとしております。なお、資料には記載はございませんが、直ちに体制を整備することが困難な場合には、学校が地域の協力を得て、部活動指導員等を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することも考えられるとしています。

次に、項番 3、本区の状況についてです。こうした国や都の方向性に対し、令和 4 年度当時の本区においては、活動休止中の部活動や生徒数の減少により、運営に支障のある部活動はない。区立中学校の生徒の半数以上が土日の活動を希望しており、土日の活動の受け皿が必要。部活動指導に負担を感じるという教員が多いといった状況がございました。

次に、項番 4、本区の取り組みについてです。これらの状況を踏まえ、令和 5・6・7 年度の 3 年間をモデル期間とし、休日における部活動の地域連携・地域移行の課題の整理や効果を検証。平日の部活動のみならず、休日における部活動も存続する場合の、教員の負担軽減策を講じる。既存の部活動のほか、生徒のニーズや実態を踏まえて、新たな種目についても地域クラブ化を検討することについて取り組んでまいりました。

次に項番 5、区立中学校における部活動及び地域クラブの現況についてです。(1) 区立中学校における部活動について説明いたします。詳細は別紙に記載しておりますので、後ほど併せてご覧ください。

部活動数は、全 7 校で、運動部 49 部、文化部 35 部の 84 部です。その中で土日に活動のある部活動は運動部 40 部、文化部 5 部の 45 部でございます。土日に活動している陸上競技部 2 校については、地域クラブ設置のため、土日の活動は休止しております。

顧問数は、全校 7 校で 153 人です。その中で、顧問に就いている部活動が専門外の教員は 82 人、53.6%、顧問に就くことを負担に感じている教員は 122 人、79.7%おります。

部活動指導員は、各校 1 名ずつ配置しております。さらに技術的指導に特化した外部指導員を、全校合わせて 80 人程度、庶務課が配置しております。

続いて、(2) 地域クラブについてです。詳細は別紙 2 に記載しておりますので、後ほど併せてご覧ください。競技は陸上競技 6 種目、短距離走、ハードル走、走り高跳び、走幅跳、長距離走、投てきです。活動日は土日または日曜日と祝日で、1 回 3 時間程度の活動をしております。対象は区立中学校及び区内在住の中学校生徒で、駒形中学校の校庭と、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場を会場として実施しております。モデル実施期間中の参加費は無料でございます。加入生徒は、令和 5 年度 22 人、令和 6 年度 9 月末現在 27 人。実施状況は、令和 5 年度実施回数 21 回。出席生徒数延べ 102 人、平均 4.9 人。令和 6 年度実施回数 28 回、出席生徒数延べ 214 人、平均 7.6 人となっております。

続きまして項番 6、これまでの成果と課題（検証の中間まとめ）です。(1) 中学校における部活動の成果と課題です。成果としましては、地域クラブが設立され、休日の陸上

競技部の活動が休止となったことに伴い、顧問の土日の指導の負担がなくなったため、教員の働き方改革につながっている。教員の働き方改革を目的に配置した部活動指導員については、顧問の在校時間が減少していることなどから、負担軽減策として有効である。また、国や都が求める方向性の中で、専門性のある指導等を通じて、生徒の活動環境の確保につながっている。

課題としましては、専門外の活動、部活動の顧問に就いている教員が半数以上いる。毎年、異動により、教員の構成が変わることにより、指導の水準を一定に保つことが難しい。部活動の指導に負担を感じている教員が8割程度おり、一層の負担軽減が求められる、となっております。

(2) 地域クラブの成果と課題です。成果としましては、生徒の居場所や交流の場所になっている。学校生活になじめない生徒が加入している。加入者の7割が陸上競技部以外の生徒であり、生徒がスポーツに親しむ機会となっている。課題としましては、加入生徒が少ない。陸上競技部の生徒加入が少なく、休日の陸上競技部に代わる活動機会になっていない。塾・習い事や私用による欠席者が多い。地域クラブでの指導を希望する教員はいるものの、指導実績はないとなっております。

続いて項番7、今後の取り組み（案）についてです。

本区の部活動や地域クラブの現状と課題を鑑み、今後の取り組みは、次の方向性をもって進めるものといたします。(1) 中学校における部活動については、当面の間、地域の人材を活用し、部活動指導員を適切に配置することにより、教員の一層の負担軽減を図る。配置を通じ、生徒への専門的な指導が行われることにより、生徒の活動環境の確保にも資するものである。配置に当たっては、教員の負担を効果的に軽減し、指導の質を担保するため、専門性を有する顧問の割合や配置による時間的な効果を学校ごとに比較し、優先的に配置する学校及び部活動を抽出する。文化部の地域連携・地域移行については、運動部の地域移行のモデル実施を継続・検証しながら、その可能性を検討していく。

(2) 地域クラブについては、モデル実施期間中は加入生徒が引き続き、陸上競技の活動をできる環境を維持する。地域クラブの運営方法等について、ノウハウの蓄積を行う。モデル実施のクラブは、区内スポーツ団体とそのクラブの在り方について検討する。既存の活動にない種目は、在り方検討協議会の意見等を踏まえ、必要性や実施種目について整理し、検討する。以上の方向性で進めてまいります。

最後に項番8、今後の予定についてです。令和6年11月、政策会議、12月、あり方検討協議会、令和7年2月、第1回区議会定例会区民文教委員会に報告を予定しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○川崎委員 ありがとうございます。

説明の中で、地域クラブの実施状況が、令和5年度だと平均4.9人、6年度7.6人とい

う数字、ご説明がありましたが、これが多いのか少ないのかがよく分からない。

というのはですね、多分これ、地域移行したというのであれば、学校が土日に陸上競技をやっていないということだと思えるんですけども、まず一つ質問は、これ、7校全部でやっているのかという前提と、そうしたときに、陸上競技部というのは何人いて、何人こちらに来ているのかというので、多い、少ないが分かるのかな。ほとんど、例えば来ていないということになると、地域移行になっていなくて、休んでいるだけということになってしまうんじゃないかなと思ったので、その辺の数字が分かれば教えていただけると有難いです。

○指導課長 ありがとうございます。

まずこの実施、平均人数ですけれども、まず地域移行につきましては、昨年度の10月からということなので、実際は半年の検証になります。また、令和6年度については、4月から行っているんですけども、この9月までということなので、大体同じ回数ではあると、その期間中はということで、若干増えていると言えるのかなというふうに思っております。

また、陸上競技部で土日に行っている部は、この浅草中学校と柏葉中学校です。実際に、当初、令和4年度の部員数というのが150人以上と見込んでおりまして、実際のところ、ふたを開けたところ、実際の数というのが、それほどいないということが分かりました。

実際の活動の現在の陸上地域クラブに所属している生徒については、陸上競技部が、令和5年度が5人、令和6年度が7人というところでございます。

○川崎委員 今の話だと令和5年度が5人参加をしていて、令和6年度が7人参加しているんですけど、そうすると平均7.6人となっているというのは、参加している子以外も来ているんでしょうか。

○指導課長 今申し上げた数については、陸上部に所属している子供の数というのが、令和5年度は5人。実際にそれ以外の人数、運動系でいいますと16人おりまして、そのうちの5人、5人が陸上競技部だということです。6年度については19名運動部がいるんですけども、陸上競技は7名です。

○川崎委員 すみません、もうちょっとだけよろしいですか。

つまり、端的に聞きたいのは、浅中と柏葉中の陸上部、陸上をやっている部員が何人いて、ここに来ている子供たちが何人いるのか。そうすると例えば10人いて10人来ているんだったらこれ地域移行として、もう大成功ですよという話になるんですけど、最初150人想定とかというお話があったので、150人想定して、陸上部の部員が5名・7名って話だと、これは対策をしないといけないんじゃないんですかという、そういう趣旨の質問です。

○指導課長 大変分かりづらくて申し訳ございません。

実際に令和4年度には150人、区立中学校の陸上部員の数が150人というふうに見込んでいたんですけども、そもそも土日部活動をやっているのは浅草中学校と柏葉中学校で

して、そのうち、浅草中学校は 20 名の陸上部員です。柏葉中学校は 29 名。合わせて 49 名だったということでございます。その中で、陸上競技部の所属している数というのが、令和 5 年度は 5 人、6 年度は 7 人ということになります。

○川崎委員 数字としては分かりました。ありがとうございます。あとはこれをどう評価するかという話だと思いますので。

ちなみにこれは浅草中、柏葉中じゃなくても来ていいわけですよ。7 校中、全部で。

あとはこれをどう評価するかという話で、どう増やしていくかという話だと思いますので、分かりました。以上です。

○佐藤教育長 大丈夫ですか。

○川崎委員 はい。

○佐藤教育長 垣内委員。

○垣内委員 私はちょっと文化系のほうをお尋ねしたいと思います。

資料 5 の 2 ページのところに、部活動指導員、これ、各校 1 人ですよ。すると、文化もスポーツも両方やるということですか。

二つ目は、この文化部の地域連携については、運動部の地域移行モデルの検証をしながらその可能性を検討していくというご説明でしたが、具体的にどんなスケジュール感で、どんなふうにやるのかなというのをちょっと教えていただきたいというのが 2 点目です。

3 点目は、別紙の 2 の地域クラブの運営状況のところで、(3) に学校部活動の加入状況があって、地域クラブに文化系も、単位が人なんですけど、吹奏楽部で、例えば 2 人とか、6 年度 4 人とかがいますが、これは地域クラブの何に参加しているんでしょうか。先ほどの資料だと、地域クラブというのは、陸上みたいだったんですけど。資料の 5 の 1 ページ目のところですかね、2 ページ目のところで、地域クラブは、競技が陸上競技。陸上競技に吹奏楽の人たちも参加していると、こういうふうに読めばいいんですかね。いずれ吹奏楽系の活動も、その地域クラブに移行していくと、そういうふうに理解していいんですかねという確認です。

○指導課長 一点目の部活動指導員の配置のことについてですけれども、別紙の中ほどに、別紙 1 の部活動支援の配置対象ということで、この 7 校にこの人数の方々を配置しております。ですので、文化部活動については配置しておりません。

続きまして、スケジュールについてですけれども、実際に今、この運動部の地域連携・地域移行ということを踏まえながら、このモデル期間の中で、運動部と同じように、文化部活動についても可能性を検討していくことを考えております。

三つ目ですけれども、実際の、別紙 2 の部活動の加入状況ということで、実際に陸上部にきている子供たちについては、運動系だけではなくて、文化系の子供たちが、それぞれ令和 5 年度、6 年度、そこに (3) の加入状況という中にありますように、この人数が来ております。

以上です。

○垣内委員 ありがとうございます。そうしますと、今スポーツ系をやっていますけれども、国の方針だと休日の部活から段階的に地域移行していったって、令和7年度末を目途と書かれているので、そのあたりでスポーツ系は大体地域移行ということですか。

それで、その先検証して文科系もやると、こういう理解でいいんでしょうか。

文化系をやるとき、リバーサイドじゃないですよ、恐らく。どこら辺を想定されているんでしょうか。

○指導課長 実際に地域移行ということで、今中間発表をさせていただいているんですけれども、実際に地域移行にすぐに結びつくようなところというのが、結局、国が言っているのは、実際生徒の数が減少したりですとか、部活動が成り立たないということがあった場合、そういう方向性というのを探っていくということで、今改革期間で取り組んでいます。

実際に台東区の中で地域移行しなければいけないという状況は、国が想定しているような状況ではございません。ですが、やはり働き方という側面から、いまのまま教員に任せていくだけでは、駄目だということについてありますので、その意味で、部活動指導員というのを、増員というのを考えているというところでございます。

○垣内委員 ありがとうございます。いつ頃とか、そういうのはないんですか。

まずはバレーボールと野球とバスケット。男子ばかりですね。剣道とソフトテニス。ニーズが大きいところということなんではなかろうか。これを増やしていく中で吹奏楽とかも入ってくるという感じなんですかね。

○指導課長 実際に配置に当たっては、やはり効果的な取組になるように、配置については学校とも確認をしながら進めていくということで、その中で実際にその文化部活動である、土日については吹奏楽部のみですので、そこについてどういったことが運動部活動で効果的につながっているということを踏まえた上で進めていくというふうに考えています。

○事務局次長 まず、部活動指導員の配置については、資料の2ページ(1)、項番7の今後の取組みの中の丸の二つ目、配置にあたっては教員の負担を云々というこの文章がございすけれども、こちらは別に運動部に限っているわけではございませんので、こういった効果が配置によって認められるのであれば、文化部でも部活動指導員の配置を行っていきますという、そういう考え方で整理をしております。ですので、先ほど指導課長からもありましたとおり、現在、台東区立中学校における部活動自身は、もう立ち行かない、運営が立ち行かないという状況には現在のところありませんので、取りあえず、生徒の居場所的な部分でいうと、スポーツ活動ですとか文化活動の環境としては、やはり部活動というのが必要だろうという方向で今考えているという状況でございす。

今回、陸上競技部の土日の活動については休止をして、陸上競技クラブを始めたわけなんですけれども、先ほど川崎委員からのご指摘がありましたとおり、非常に参加が少ないという課題があって、これがなかなかクリアできていないということもあってですね、これまでの取り組みについても検証しながら、文化部については地域移行をするのかどう

なのかというところも含めて、これから引き続き検討していこうということで、現段階の整理というふうになっております。

以上です。

○垣内委員 了解です。文化も忘れずに、ぜひ頑張ってください。

○神田委員 平日の部活指導の負担を減らすために、専門性の高い指導員を配置して、教員の時間減をすること。もう一つは地域クラブを立ち上げて、そこで様々な指導をすること。この2本立てということですね。将来的にもこの2本立てで行くというふうに考えていいのかということが一つ。

もう一つは、地域クラブについてです。部活として成り立たないものをこの地域クラブでまとめて指導しようという方向性かと思ったのですが、個人の競技を取り上げるというのはすごくいいことかと思います。チームでやるというのはなかなか難しいので陸上などは本当に適切だと思いました。

もし、これが、たくさんの学校が土日にやっている競技であれば、効果的だと思うので、このような競技の種目を今後増やしていくことがよいと思いました。

参加者が少ないのは子供たちも塾などで忙しいということですし、必要性もないということになってしまいます。そうすると何が課題かと考えたときに、行きたくなるような専門性が高い人に教われること、活動場所が、通いやすい近場にあることが重要です。課題を正しくつかみ子供たちにどのように呼びかければ有効にこの活動ができるかを今後考えていただきたいと思います。

一方、学校のほうですけれども、お話を伺っていましたら、8割近くの先生方が負担に思っているとあり、その中で、地域の人たちの協力を得ることができれば、働き方改革につながり、負担減の実感があるということは効果があるということになると思います。

専門性の高い指導員の確保は難しいと思うのですが、確保をぜひお願いしたいです。教職を目指している学生の中で部活をやりたいから中高の先生になるという子もいます。意欲的な先生方は、携われるということもまた一つの魅力かもしれないということです。そして、教員と地域の方が連携してやっていけるようにご支援ください。地域にすべてまかせるのではなく、個に応じた子供の性格や能力の差などにもきめ細やかな対応ができるようにぜひご配慮いただけたらと思います。

○指導課長 まず一点目の、二本で考えていくのかと。地域連携・地域移行で。実際、国としては、持続可能な部活動をやっていくのに、やはり地域移行を目指していっているところがあるんですけれども、実際、地域でそういった方が、台東区の中で、まだはっきりと担っていただけるような方というのはなかなか難しい状況というのが、少し見えてきている部分があります。その状況と、あとやはり子供たちの実態ということでは、部活動が成り立たないという状況はないということなので、まず、そういったところで、土日の地域連携・地域移行の教員の負担軽減ということを考えたときに、まずは部活動指導員を今配置しているものを、配置基準をしっかりと持って配置していくことで進めていくという

ふうなことを考えています。

続いて2点目に、課題に対して有効な働きかけということをお話いただいたかと思うんですけれども、実際に専門性が高い方に今、地域クラブについてはご指導いただいています。また、働きかけもかなり丁寧ですね、各学校に出向いて、スポーツ振興課さんとも連携しながらその説明というのを行ってきて、若干ですけれども、増えたという状況があります。また、子供たちの実態というところでは、実際のこの土日も含めて、令和4年度は非常に多い、やりたいという子供たちが多かったんですけれども、実際、今、現状としては、やはり土日までこの部活動を行いたいというか、という子供たちは、以前よりも少なくなっているのではないかというふうに思っています。

なので、やはり様々な習い事とか、そういったものが子供たちにとって魅力があるというところも実際あるのではないかというふうに思います。

また、3点目の、今後もその意欲ある教員については、今も兼業・兼職という形でできるというアナウンスはしているものの、それ以上につながっているというところがありませんので、またそういう意欲ある教員が今後出てきたときに、うまくそれが活用できるようということで、準備はしてまいりたいというふうに思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

1点目についてです。土日のクラブは、平日の部活の負担を軽減するものと全く違うように感じます。土日にやる必要がないのではないかと思います。子供たちがスポーツや文化を学びたいということで、休みに集まるのであれば、これまでも台東区の生涯学習でやっている活動のイメージになってしまいます。

平日に指導員を入れていくということが負担減に効果があるのであれば、日曜日にやる意味を感じないのですが。

○指導課長 委員のおっしゃるとおりで、今、現時点では、実際にその成果というところでは、2ページの一番目のところについて、負担軽減ということには、少ないながらもつながっているということ。それと、実際にその部活動指導員の在校時間というのも減少してきているという。それを配置することで、負担軽減策ということでは有効に働いておりますので、そういったところを踏まえて、国も休日の活動の状況を踏まえて、平日のほうの働きかけというのも検証していくという流れがありますので、そういったところは大事にしていきたいというふうに考えております。

○神田委員 国が働き方改革を進めていく場合、以前は土日でも部活をやっていたから、そういった活動を軽減するということを出したのかもしれませんが。台東区の現状としては、土日というのはあまり必要性が感じられないです。私はやはり平日の負担減をどのように行うかという辺りに力を入れていく必要があるかなと思います。

○佐藤教育長 そのほか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) スポーツ振興課 カ

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のカについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、ご説明いたします。資料の 6 をご覧ください。

項番 1、これまでの主な経緯です。台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場は竣工から今年で 38 年経過いたします。施設の老朽化と、求められる機能の変化に対応するため、令和元年度に大規模改修による整備の方針を定め、令和 3 年 3 月に大規模改修の基本計画を策定、そして令和 5 年 8 月から設計を開始しております。

項番 2、大規模改修の主な内容は資料に記載のとおりです。

項番 3、大規模改修の設計を進める中で生じた課題です。まず一点目は、雨漏りの防水対策を行うことで、観覧席の移動経路に新たな段差が生じてしまうこと。2 点目は、観覧席屋根の柱を既存躯体に立てると、継ぎ目から新たな漏水リスクが生じ、漏水リスクが完全に解消されないこと。3 点目は工事費の高騰から、大規模改修と既存建物と同規模の改築では総工費に大差がなくなっていること、以上 3 点が大きな課題となっております。

次のページに行きまして、項番 4、今後の整備方針です。施設の老朽化、近年の気候変動、そしてバリアフリーなど、施設全体を現在の環境に対応した施設とするため、改築により整備を行います。なお、これまでの設計業務で実施した敷地測量や地質調査などは、改築の設計に活用してまいります。

項番 5、改築の整備スケジュールです。本年度に整備構想、令和 7 年度に基本計画を策定し、令和 8 年度から 9 年度にかけて設計を行い、令和 10 年度から 11 年度にかけて改築工事を行ってまいります。

項番 6、今後の予定です。本件につきましては、11 月 15 日の政策会議にて審議の後、第 4 回区議会定例会議にて報告してまいります。

ご説明は以上です。ご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○川崎委員 ご説明ありがとうございます。資料 6 の 1 ページの 3 に、大規模改修の課題で 3 点あります。工事費はこれ、外部要因なので仕方ないと思うんですけど、1・2 に対して、1 も課題が生じているということと、2 も負荷が高くなることと工事費も増となるという課題が提示されたんですけども、これは、解決策があるんですか。

○スポーツ振興課長 まず一点目の観覧席の段差につきましては、横の移動の際に約 30 センチの段差ができてしまうということで、バリアフリーのこの時代に、こういう段差が

果たしていいのかというところがございます。若干スロープを造ってなだらかにすることによって段差の解消にはなるんですけども、やはりちょっと勾配がきつくなってしまうという課題がございます。

2 点目の屋根、観覧席の屋根の対策ですけれども、こちらはもう、完全に建物を覆う大きな屋根を造らないと対策ができないということで、建物本体の老朽度とか、その躯体の残りの年数、新たに造る屋根の費用と考えたときに、なかなかちょっとそれは実現が難しいかなというところがございます。

○佐藤教育長 だから改築するでしょう、そういうふうに言わないと分からない。

○スポーツ振興課長 そのような状況ですので、改善策はあるんですけども、改築することによって、きちんとしたものにしていきたいというふうに考えているところです。

○川崎委員 そうすると、課題は、大規模改修の課題なんですよ。

○スポーツ振興課長 元々は大規模改修で、今の建物を今の時代に合ったものに直そうと、できるだけ寄せていこうという形で計画をしておりました。今、設計業務に入っている中で、業者のほうからも、対応できるんですけども、この段差ができたり、当初予定した屋根についても、建物上に屋根用の柱を立てて屋根をかけようというところですけども、そこも漏水リスクがあるため、その屋根はやめて、施設全体を大きく覆う大きな屋根を新たに造らなければならないというところで、コストが大分上がってくるということがありましたので、大規模改修というものを見直して、建物全体をもう改築するという方向に切っていきたいということでございます。

○川崎委員 分かりました。

○佐藤教育長 その他、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課の力については、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

ここで、垣内委員が所要によりご退席されます。

なお、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

(垣内委員 退席)

○佐藤教育長 それでは、引き続き、会議を続けます。

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のイ、区立幼稚園預かり保育運営事業者の選定結果についてご説明いたします。資料 8 をご覧ください。

本件は、令和 7 年度より区立幼稚園全園で実施する預かり保育運営事業者について、優先交渉権者を選定いたしましたので報告するものです。

はじめに、項番 1 選定経過です。(1) 公募期間、(2) 審査期間は記載のとおりです。

(3) の選定方法につきましては、第一次審査は書類審査、第二次審査ではプレゼンテーションとヒアリングによる審査を行い、優先交渉権者を選定しております。

(4) の選定委員は記載のとおりです。

次に項番 2、選定結果です。(1)、応募事業者は 2 者ございました。(2)、優先交渉権者は、株式会社テnderラビングケアサービスを選定いたしました。

(3) 審査結果につきましては、1 次審査、2 次審査の合計点 840 点満点のうち、株式会社テnderラビングケアサービスは 671 点、得点率は 79.9%という結果になりました。

恐れ入ります、2 ページをご覧ください。項番 3 今後の予定です。第 4 回区議会定例会の区民文教委員会に報告した後、事業者との協議・準備を進めて令和 7 年 4 月より事業を開始してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

(3) 中央図書館 ウ

○佐藤教育長 次に、中央図書館のウについて、中央図書館長報告をお願いします。

○中央図書館長 それでは、台東区子供読書活動推進計画（第五期）中間のまとめについてご報告いたします。資料 9 をご覧ください。

まず項番 1、策定経過です。区立小・中学校の児童生徒や、未就学児の保護者を対象としたアンケートの実施や、学識経験者や公募区民・学校関係者で構成する意見交換会から意見を聴取し、庁内で検討を進めてまいりました。

申し訳ございません。2 ページをご覧ください。項番 2 (1) ・ (2)、計画の位置づけ及び計画の期間は記載のとおりです。

(3) 計画の体系は、別紙 1 をご覧ください。現行計画からの変更点は、まず政策の方向性、一番下に、6「計画の推進」が現行計画ではございますが、こちらを削除し、内容のほうの説明については、引き続き 36 ページのほうに記載しております。また、施策の欄に示す各政策名の文言整理を行っております。

次に、新規充実の事業についてご説明いたします。別紙 2 をご覧ください。施策の方向性 1、家庭・地域における読書活動の推進。政策 1、家庭・地域での支援として、新規 5、子供の読書活動支援事業についてです。こちらは、子供の読書に関わる大人を対象に、読

み聞かせに関する講座を行うものです。今回未就学児保護者アンケートで、読み聞かせに関する悩みや質問が多くあったことへ対応いたします。

続きまして、政策 2、区立図書館の事業の充実。新規 13、デジタル技術の活用については、国の基本的方針である、デジタル社会に対応した読書機会の確保に対して、電子図書館を導入したいと考えております。

続きまして、その下、新規 15、中高生ボランティアの参加促進については、中高生に図書館での活動の場を提供し、図書への関心を高めることを目的としております。意見交換会では、子供たちの図書館づくりへの協働が必要ということでご意見をいただいております。また、職場体験をした子供たちからもボランティアをしてみたいという感想がございました。

続きまして、その下で、新規 16、（仮称）アクティブラーニングルームの設置と活用についてです。小学校高学年以上の子供が、図書資料やインターネットを活用して話し合いをしながら課題解決に取り組むことができるスペースを設置いたします。学校教育では、共同学習が重視され、グループワーク等、協働的な学びができる。話し合いながら学習できる環境が必要とされていることに加え、意見交換会や子供たちのアンケートでも、友達と勉強ができる場所についてのご意見やご要望がございました。

続きまして、充実、その下になります。17、多文化共生に対応した読書サービス、その下になります、充実 18、障害のある子供の読書活動推進は、いずれも国の計画の基本的方針、多様な子供たちの読書機会の確保に基づき、事業を充実するものです。

続きまして、（5）計画の内容です。別紙 3 をご覧ください。現行計画の変更点といたしまして、第 1 章については、2 ページの項番 3 に、国・都の動向や、新たに策定された読書バリアフリー法、学校図書館整備等 5 か年計画等について追記しております。

また、第 2 章 4 ページに、SDGs の理念を踏まえた子供読書活動推進を追加しております。

次に、第 3 章、台東区の現状です。5 ページ中ほどをご覧ください。貸出冊数・登録者数は記載のとおりです。登録者数は微減傾向ですが、貸出冊数は増加傾向となっております。

続きまして、9 ページの評価指標をご覧ください。評価指標については、計画の達成度を客観的に評価するため、4 つの指標を設定しております。（3）の不読率に関する指標が、現行計画では台東区総合学力調査の指標を使用しておりましたが、現行計画では、月に何冊読んだのかという設問でしたが、今回の調査では、1 日当たりの読書時間に変更されております。国や東京都の指標は月に何冊読んだかを引き続き使用しているため、次期計画では、今回図書館が行った、月に何冊読んだのかのアンケートの結果を掲載しております。

また、現行計画には、本や新聞を読む頻度が高い割合という指標が掲載されておりましたが、それが新聞を読んでいるかという指標に変更になったため、第五期からは、削除しております。

続きまして、37 ページ以降になりますが、資料編として、アンケート結果等をつけております。

最終ページの全国版の指標については、今年度、今後更新される予定となっておりますので、新しいものが公表され次第、差替える予定となっております。また、内容に変更はございませんが、文言について少し修正するところがございますので、修正させていただく予定となっております。

次に項番 3、今後の予定です。第 4 回定例会にて本件を報告いたします。12 月にパブリックコメントを実施し、来年の 1 月に再度図書館意見交換会より意見を伺った後、第 1 回定例会にて最終案の報告を予定しております。

ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 1 点目は、（仮称）アクティブラーニングルームとなっていますけれど、この仮称というのは、今後どのような方法で決めていくのか。なぜ仮称になっているのか、教えてください。

二つ目です。聞き間違えたのかもしれないですけど、不読率が、国や都は月に何冊というところで出しているが、それを時間で今後出していくということでしたか。

○中央図書館長 まず、（仮称）アクティブラーニングルームについてです。仮称となっているので今後、変更も含めて検討していく予定となっております。意見交換会、外部の方からもちっともう時代にそぐわないのではないかというご意見もいただいているところなので今後検討していくことと、ちょっとこのお部屋の名称の決め方については、まだ検討が進んでいないところです。

もう一つ、不読率についてです。今まで、月に何冊読んだかというところで不読率を指標としてきたんですけれども、今回、中央図書館で取った不読率については、月に何冊読んだかというところでの指標を掲載しておりますので、今後も月に何冊読んだかで取っていかうと考えております。

○神田委員 不読率の件は、私の聞き間違いで申し訳ございません。

アクティブラーニングルームのことですけれど、私もネーミングとしてちょっと古いかと思いました。例えば探究の部屋などでもいいかと。アクティブラーニングという言葉が消えてしまったので、何かよりよい言葉が見つかるといいですね。

○佐藤教育長 その他、よろしいですか。

（なし）

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のウについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については以上でございます。

その他、何かご質問、ご意見等がありますか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時35分 閉会